

平成 1 7 年 度

授業料免除出願のしおり

京都大学学生部厚生課

授業料の免除を希望する方は、このしおりを熟読し、願書及びその他の提出書類に不備のないように注意して出願してください。なお、変更が生じた場合は別途周知しますので掲示等にご留意ください。

1. 出願資格

授業料免除に出願できる方は、学部及び大学院生（国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・聴講生・科目等履修生等を除く。）で、出願当該期分の前の授業料を滞納していない方及び当該期分又は当該年度の授業料を納入していない方で、次のいずれかに該当する方です。
出願資格の有無については出願先の学部等の事務室（以下、「出願窓口」という。）にお問い合わせください。

- (1) 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
ただし、次に該当する方は出願できません
 - ① 特別な理由無く、最短修業年限を超えて在学している方
 - ② 特別な理由無く、前年度と同一学年に引き続き在籍している方
- (2) 授業料の納期前6月以内（入学した日の属する期分の授業料免除の場合は、入学前1年以内）において、出願者の学資を主として負担する方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は出願者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる方
- (3) (2)に準ずる場合であって、総長が相当と認める理由がある方。

※「納期前6月以内」とは、平成17年4月1日から平成17年9月30日までの期間です。

【注意】 近年授業料免除の予算の削減等で、従来、免除を受けていた方でも不許可となることがあるので、留意しておいてください。

2. 出願方法

授業料免除出願希望者に対する出願書類の交付等は、所属の学部・研究科等（学部の1・2回生は学生部厚生課学資担当）の事務室で、前期分と後期分の二期に分けて行いますので、各期ごとの掲示に注意し、所属の学部等で定める期限内に手続きしてください。後期分については、夏季休業中に出願日を設定することがあるため、注意してください。

- (1) 出願書類等の交付及び提出期限（出願期限等は厳守すること。）

出願書類等の交付	・ ・ 前期	2月上旬	～定められた期限	後期	7月上旬	～定められた期限
”	提出	・ ・ 前期	4月上旬	”	後期	定められた期限

出願に当たっては、所属学部等によって期限が異なるため特に注意してください。（出願資格の(2)学資負担者の死亡等の事由が発生した場合は、直ちに所属学部等に相談してください。）
- (2) 出願書類
願書は選考上の重要な資料となるので、このしおりを参照し、事実をありのまま、よくわかるように楷書で丁寧に願者（学生）自身が記入してください。

記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除決定後でも免除の許可を取り消します。記載すべきことが記入されていないもの、判読困難なものなど願書に不備がある場合、または、必要な証明書が提出されていない場合は、選考から除外します。

なお、必要な証明書等が提出できない場合は、提出期限までに、その旨を出願窓口で相談してください。

- ① 授業料免除願書、電算処理原票 (所定用紙)
- ② 証明書（住民票記載事項証明及び市区町村県民税課税証明） (所定用紙)

同一生計の家族全員の住民票記載事項証明及び所得のある方全員の市区町村県民税課税証明(平成16年分)を受けて提出してください。

ただし、市区町村県民税課税証明は、概ね、前期出願時には前々年（平成15年）分となりますが、前年（平成16年）分の所得に関する証明書（源泉徴収票、確定申告書控等）と併せて提出してください。

なお、この本学所定用紙により証明できない市区町村の場合（電算処理等による発行の場合を含む。）は、当該市区町村が発行した「住民票記載事項証明書」及び「市区町村県民税課税証明書」で差し支えありません。ただし、この場合も、所定用紙の要件を具備していなければなりません。

* 私費外国人留学生は、市区町村発行の「在留資格が記載された登録原票記載事項証明書」、又は「登録証明書の写」を提出してください。

③ 出願者の状況により必要な書類

- ア. 奨学金受給状況証明書（前年度に京都大学以外の大学・大学院に在学していた場合。（所定用紙）
前年度に高等学校等で受給していた奨学金については不要）
- イ. 奨学生証等の受給期間及び金額がわかる部分の写
（前年度に本人が京都大学で奨学金を受給していた場合）（A4版のコピー）
- ※ 上記の ア 及び イ
日本学術振興会特別研究員（研究奨励金の受給者）採用に際して、受給資格が無くなり
辞退した日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学金等については提出を要しません。
- ウ. 授業料免除状況証明書（兄弟姉妹等が国立の高等学校以上に在学している方）（所定用紙）
- ※ 上記の ア 又は ウ を前期出願時に提出済みの方は、後期にはその写しで提出することができます（前期に出願する時に予め写しをとっておいてください）。
- エ. 最短修業年限超過者等に係る事由書（留年している方及び最短修業年限超過者）（所定用紙）
- ※ 必要な場合は、追加の資料を求めることがあります。
- オ. 私費外国人留学生調書（私費外国人留学生）（所定用紙）
- カ. 独立生計申立書及びその他必要書類（独立生計者）（所定用紙他）
- * 独立生計者として認められる方は、大学院生で次のいずれにも該当する方であるので注意してください。
- ・ 所得税法上、父母等の扶養親族でない方。
 - ・ 父母等と別居している方。
 - ・ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入（奨学金を除く）があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される方。

④ 家庭状況等により、別表「授業料免除に必要な証明書等一覧」の証明書（一部コピー可）が必要となりますので該当する事項がある場合は必ず提出してください。 詳しくは（提出困難な証明書等がある場合を含む。）出願窓口へ出願までに問い合わせてください。

- (3) 面接等
各学部等の指示に従ってください。

3. 免除決定までの注意事項

- (1) 免除願書が受理された時から、授業料の納入が猶予されますので、4. - (1) 免除決定の時期に留意し誤って学資負担者が納入しないように注意してください。
可否決定前に授業料を納入した場合は、免除の出願を取り下げたものとして取り扱いますので十分注意してください。
本学が受理した授業料は返還されません。
- (2) 免除の可否決定までに、卒業・修了・退学・休学する場合は、その期の授業料を納入しなければなりません。また、免除の出願は取り下げてください。
- (3) 出願資格の(2)学資負担者死亡等の事由が発生した場合は、直ちに出願窓口に申し出てください。

4. 免除決定の時期と通知方法

- (1) 免除決定の時期
免除の可否決定は、前期分にあつては6月中旬頃、後期分にあつては11月中旬頃の予定です。
- (2) 通知方法
免除の可否が決定した場合は、掲示により通知しますので、出願した学部等の事務室で確認してください。その際、決定通知書を交付します。
半額免除及び不許可の場合は、授業料を納入するための振込依頼書が送付されますので、振込依頼書の定める期限内に免除されなかった授業料を、本学の指定口座に納入してください。

5. 最短修業年限を超えて在学している者等の取扱い

最短修業年限を超えて在学している方、又は前年度と同一学年に引き続き在籍している方について、免除の対象とするかの判定は、全学委員会で実質的な審査を行い厳しくなっています。
留年又は最短修業年限の超過等の期間が1年を超える方は、原則として免除の対象となりません。（大学が「真にやむを得ない事情があると特に認めない限り」免除の対象となりません。）
なお、大学院の学業成績の判定は、研究進捗状況に基づき行うこととされています。

6. その他

出願に必要な書類、願書の記入のしかたについて不明な点がある場合は出願先の学部等の事務室に出願期限までに問い合わせてください。

授業料免除願書及び電算処理原票の記入上の注意

1. 免除願書及び電算処理原票の記入にあたっては「願書の書き方（記入例）」及び「電算処理原票の書き方（記入例）」を参考にして、出願者（学生）自身が記入してください。
記入について不明な点がある場合は出願先の学部等の事務室に問い合わせてください。
私費外国人留学生は、「私費外国人留学生調書（所定用紙）」の注意事項に基づき記入してください。
2. 免除願書の記入は、黒のペン又はボールペンで、電算処理原票の記入は、HBの鉛筆を使用してください。
3. 免除願書の訂正については、インク消し・修正液等を使用せず訂正個所に必ず2本線（＝）を引き、訂正印を押してください。
電算処理原票を訂正する場合は、丁寧に消しゴムで消し、記入し直してください。
4. 記入にあたっては、出願時現在（4月1日現在、後期分の場合10月1日現在）の状況で記入してください。
5. ※印欄は該当する項目名又は数字を○で囲んでください。
6. 免除願書表面の「本人連絡先電話番号欄」には、願書等に不備などがあった場合に必ず連絡できる電話番号（携帯電話等を含む。）を記入してください。
なお、大学院生等で学内の連絡先がある場合は、学内の内線番号等も記入してください。

願書の書き方（記入例）

① 氏名・所属等 欄

氏名を記入し、フリガナをカタカナで記入してください。（「研究科等」には地球環境学舎を含む。）

② 家庭状況等 欄

「本人の収入状況」欄

この欄には、本人及び配偶者が本年度アルバイト等を行っている場合及び就業が確定している場合は、必ず収入金額（見込）を記入し、「あり」を○で囲んでください。本年度アルバイト等の就業が確定していない場合は、「なし」を○で囲んでください。

なお、アルバイト等の収入がある場合は、アルバイト名等（家庭教師、塾講師、日本学術振興会特別研究員研究奨励金、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント等）を記入してください。この場合、「源泉徴収票、給与支払証明書、給与明細等（いずれか）」を提出してください。源泉徴収票等の提出ができない場合は、「アルバイト等収入証明書」（所定用紙）を必ず提出してください。

日本学術振興会特別研究員研究奨励金で同会への申し出によって研究遂行経費（3割相当額）とされる場合は、奨励金からこの経費を差し引いてください。（源泉徴収票において既に課税対象外の経費として控除されている場合はその支払金額を記入してください。）

「就学者を除く家族」欄

この欄には、同居・別居を問わず出願者と生計を一にする者全員を記入してください。

- ア. 死亡・生別を問わず、父母は必ず記入してください。
- イ. 同一の住居に居住している家族は、原則として生計を一にする方として取り扱います。
- ウ. 別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、生計を一にしない別居の祖父母等別生計の方は記入する必要はありません。
- エ. 主たる家計支持者には○印を、別居者には×印を続柄の左上に記入してください。
なお、別居者とは、生計を一にする者のうち、家族の住所からみて「別居」している者のことをいいます。
- オ. 就学者は、③「就学者」欄に記入してください。ただし、勤労学生については、「就学者を除く家族」欄の最下段にも括弧付きで記入し、所得の種類・収入金額を記入してください。

「臨時所得」欄

この欄には、平成17年4月～平成17年9月の間に退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等の臨時所得があった場合に記入してください。ただし、公租公課等の経費を差し引いた金額を記入してください。

「年齢」は、出願時現在（前期分の場合4月1日現在、後期分の場合10月1日現在）で記入してください。

「所得区分」は、給与収入の場合「1」に、給与以外の場合「2」に○印を付けてください。（収入金額の無い方は記入不要。）

「所得の種類」は、給与・商業・工業・林業・水産業・農業、年金、無職（家事従事、自宅研修等）などと記入してください。

働ける年齢で無職又は無収入の場合（家事従事・自宅研修等は除く）はその理由を必ず裏面④家庭事情欄で説明してください。

「父母の死亡・生別の場合」は、その年月を記入してください。

ここが大事なポイント！

「収入金額・所得金額」は、平成16年1月から12月までの1年間分を記入してください。

この「収入金額・所得金額」は、願書⑩収入状況欄の給与所得の収入金額、給与以外の所得の所得金額を記入します。

「給与収入」は、源泉徴収票の場合、その支払金額を記入してください。

「給与以外の所得」は、確定申告書等により記載されている収入金額（売上金額）から必要経費を差し引いた所得金額等を記入してください。

*** 「給与収入」と「給与以外の所得」の区分については、次ページ下表「所得区分コード」を参照のこと。***
同封の「出願にあたって」を参照してください。

- ア. 同一人で所得区分毎に複数の種類による所得がある場合は、「所得の種類」欄には、「給与(100万円)・年金(44万円)」又は「商業(100万円)・農業(20万円)」というように記入し、「収入金額・所得金額」欄には、合算した額を記入してください。
- イ. 出願時期によっては所得の証明書が平成15年分となることがありますが、その場合は必ず平成16年分の源泉徴収票又は確定申告書控等に基づき平成16年分の所得を記入してください。
- ウ. 平成16年途中及び平成17年新たに就職・転職（開業・転業を含む。）の場合は出願時現在の所得を基に年間所得金額に見合う金額を推算のうえ記入してください。推算の方法については出願窓口にお問い合わせください。
- エ. 収入金額及び所得金額については、千円未満を切り捨てた額を記入してください。
ただし、マイナスの収入金額はゼロとして取り扱ってください。

世帯の収入が、このしおり裏面「授業料免除の収入限度額表」の金額を超えている場合は、一概にはいえませんが、出願しても免除選考対象外となりますので、参考の上出願してください。

(記入例)

黒のペン又はボールペンで記入してください。

授業料免除願書		本人連絡先 電話番号 (075) 753 - 2536		学内連絡先 (2536)					
① 氏名	フリガナ	わがイ ジョウ	性別	学部・研究科等	課程	学科・専攻名	入(進)学年	学年	学生番号
・所属等	氏名	京大次郎	男	工学研究科	学部 修士	建築学専攻	17	1	1030172536
② 家庭状況等 別居する者に計×印を記す 家族除く	本人の収入状況	※配偶者に収入がある場合、収入については、本欄に記入してください	※所得区分	アルバイト名等	(配偶者の収入)		収入金額(見込)		
	本年度の収入予定	あり	1-給与収入						千円
		なし	2-給与以外						千円
	就学	続柄	氏名	年齢	※所得区分	所得の種類	収入金額・所得金額		
	父	京大一郎	55	1-給与収入	年金(44万1千円)・給与(100万1千円)	1442 千円			
				2-給与以外	農業(20万1千円)・商業(100万1千円)	1202 千円			
	母	京大春子	50	1-給与収入					千円
				2-給与以外	内職	361 千円			
	兄	京大三郎	28	1	2 給与所得	950 千円			
	祖母	京大なつ	78	1	2 遺族年金	981 千円			
臨時所得	※退職金・保険金・譲渡所得・山林所得・その他() 発生年月日:平成17年4月30日 発生理由:(退職) 受領者続柄:(母) ◎臨時所得の所得金額は、電算処理原票では受領者の給与以外の所得に合算してください。						所得金額 (公租公課等の経費を除く)	600 千円	
③ 本人	通学区分	奨学金状況(前年度分)		日本学生支援機構(旧日本育英会)		受給金額			
	※1:自宅 2:自宅外	前年度の奨学金受給 ※あり・なし		1:第一種 2:きぼう21 3:併用 4:その他(奨学金名称:〇〇奨学会)		804 千円			
就学者	続柄	氏名	年齢	※学校区分	入学年	通学区分	前年度の授業料免除状況 (国立学校在学者のみ)		
	兄	京大四郎	24	1国立 ※1-2 2公立 3-4-5 3私立 6-7	16	1:自宅 ※2:自宅外	前期 ※0:無 ※1:全免 ※2:半免	後期 ※0:無 ※1:全免 ※2:半免	520 千円
	妹	京大花子	20	1国立 ※1-2 2公立 3-4-5 3私立 6-7	16	1:自宅 ※2:自宅外	前期 ※0:無 ※1:全免 ※2:半免	後期 ※0:無 ※1:全免 ※2:半免	千円
				1国立 ※1-2 2公立 3-4-5 3私立 6-7		1:自宅 ※2:自宅外	前期 0:無 ※1:全免 ※2:半免	後期 0:無 ※1:全免 ※2:半免	千円

ここが大事なポイント!
所得区分を正確に願書に反映してください。ここを誤ると収入状況が大きく変わってきます。

所得区分コード

コード	所得区分	所得の種類
1	給与収入等 (年金等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び専従者給与 ○ 年金(恩給・老齢年金・遺族年金等) ○ 傷病手当金、児童扶養手当金、生活保護法による扶助費、失業給付金 ○ 日本学術振興会特別研究員研究奨励金、フェリングアシスタント手当金、リサーチアシスタント手当金
2	給与以外の所得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業・工業・林業・水産業所得 ○ 農業所得(農作物の収入、牧畜・酪農・養豚・養鶏・養蚕等の収入及び副業(わら加工等)も含まれます。) ○ その他の職業による所得(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、大工、左官等) ○ 雑所得(利子・配当、家賃・間代・地代、内職収入、アルバイト収入等) ○ 親戚知人からの援助等による収入 <p>注 本人のアルバイト等の収入で、給与所得の源泉徴収票、給与支払証明書、給与明細等があれば、上記の所得区分1の「給与所得等」の所得となる場合があるので添付してください。</p>

③ 就学者 欄

「就学者」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短期大学・大学院、大学の専攻科・別科を含む。）、盲・ろう・養護学校、専修学校（高等課程・専門課程在籍者）、放送大学学園（全科履修生在籍者）に在学する方で、同居・別居を問わず出願者と生計を一にする就学者全員を記入してください。

ただし、専修学校の一般課程、各種学校（洋裁学校、予備校等）、大学等の研究生、専修生、聴講生、科目等履修生は就学者として認定できませんので、「就学者を除く家族」欄に記入してください。

「本人」欄

「通学区分」には、自宅から通学する場合は「1」を、自宅外から通学する場合は「2」を○で囲んでください。

なお、「私費外国人留学生」、「独立生計者」については、「1」を○で囲んでください。

「奨学金状況」には、本人（独立生計者として認められた方は配偶者を含む。）の平成16年4月から平成17年3月までの間の奨学金受給状況について該当する項目を○で囲んでください。また、受給金額（4月分から交付されていた場合は本年3月分までの12カ月分、7月分から交付されていた場合は本年3月分までの9カ月分）を千円未満を切り捨てて記入してください。

前年度に高等学校等及び大学又は大学院の研究生等で受給していた奨学金については記入不要です。

日本学術振興会特別研究員（研究奨励金の受給者）の採用に際し、受給資格がなくなり辞退した「独立行政法人日本学生支援機構」（旧日本育英会）奨学金については記入不要です。

なお、前年度京都大学以外の大学・大学院に在籍していた場合は、必ず、「奨学金受給状況証明書」を提出してください。

「本人以外」欄

本人以外の就学者について記入の上、「設置区分」、「学校区分」及び「通学区分」の該当項目を○で囲んでください。

「学校名」には、大学に在学する兄弟姉妹がいる場合、所属する学部名又は研究科名（修士・博士の別）を記入してください。

正式の学校名を記入し、専修学校の場合には所在都道府県等を（ ）書きしてください。

「前年度の授業料免除状況」欄は、兄弟姉妹等が国立の学校に在学している場合、平成16年度における授業料免除の状況について、該当する免除区分の項目を○で囲み、免除を受けていた場合は、授業料年額も記入してください。

◎ 兄弟姉妹等が高等学校以上の国立の学校に在学している場合は、免除状況にかかわらず、必ず「授業料免除状況証明書」を提出してください。なお、兄弟姉妹等が平成17年度に国立の学校に入学又は進学した場合でも提出が必要です。

下記の欄に該当する場合は、該当事項の確認のために証明書等が必要となりますので、注意してください。必要な証明書については、「授業料免除に必要な証明書等一覧」を参照ください。また、不明な点については出願窓口でご相談ください。

④ 母子父子世帯 欄

母子父子世帯に該当する世帯の構成は、次のとおりです。該当する項目の数字を○で囲んでください。

ア. 父又は母と18歳未満の子の世帯 又は 父又は母と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

イ. 18歳未満の子の世帯 又は 祖父母と18歳未満の子の世帯

ウ. 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯 又は 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

* 18歳以上の子で就学者（本人を含む。）及び長期療養者、心身の障害等のため経済力のない方は18歳未満の子として取り扱います。

* 経済力のない祖父母とは、前年の収入金額が、給与・年金所得の場合166万円2千円以下の方又はその他の所得の場合50万円以下の方です。

⑤ 障害 欄

該当する人は次のとおりです。該当する場合は、この欄を記入し、手帳の写又は診断書等（コピー可）を提出してください。

要介護者については、要介護状態区分を記入してください。

ア. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている人、又はこれに準ずる人

イ. 公害疾病の認定を受けた人であつ当該公害における身体上の障害のある人

ウ. 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障害のある人

エ. 精神上の障害によって事理を弁識する能力を欠く常況にある人若しくは知的障害のある人と判定される人

オ. 常に就床を要し複雑な介護を要する人

⑥ 長期療養者 欄

出願時現在で6カ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められる方で、「療養費年額」欄には出願時までの支出金額を基礎として今後の療養見込み期間を考慮して、1年間の支出金額を算出し、千円未満を切り捨てて記入してください。

ただし、健康保険等で医療給付（高額医療費等補填分を含む。）を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除いてください。

なお、「診断書（6カ月以上の療養期間が記入されたもの）」、「治療費・療養費の自己負担額明細表」及び「支払証明書・領収書等（6ヶ月分以上で療養費の年額が確認できるもの）」を提出してください。（いずれもコピー可）

対象とする項目は次のとおりです。

ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療費

イ. 病院、診療所へ入院するために支出する金額

ウ. マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用

エ. 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含みます。）

オ. 医師等の指示により、治療又は療養のために支出する医薬品代

カ. 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限ります。）

キ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がそのサービスを利用した場合の自己負担額

⑦ 家計支持者別居 欄

勤務先の都合等により、主たる家計支持者が単身赴任等になり家族と別居している場合、別居のために特別に支出している金額（限度額71万円）を千円未満を切り捨てて記入してください。ただし、住居費、光熱水道費、家具・家事用品の実費に限ります。なお、会社等から住居手当等を支給されている場合はその金額を除いてください。

また、別居者の「住民票記載事項証明書」、住居費・光熱水道費等の「領収書、賃貸契約書の写、費用の証明書等（コピー可）」を提出してください。

⑧ 災害関係 欄

出願の前年から出願時まで、火災、風水害、盗難等の被害を受け、支出が増大したり、収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれる場合に記入してください。

被害額については、確定申告による雑損控除を受けた場合はその雑損控除額を千円未満を切り捨てて記入してください。

なお、災害減免措置を受けた場合等の被害額については、出願窓口にお問い合わせください。

⑨ 家族数 欄

本人を含んだ世帯人員を記入してください。（同・生計の家族の数）

(記入例)

④ 母子父子世帯	※ 〇:無 1:該当	⑤ 障 害	統 柄 祖母	障害の程度 (1級 ← 障害の場合の記入例 要介護5 ← 要介護認定の場合の記入例) (注) 身体障害者手帳等の写しを添付してください。
⑥ 長期療養者 (6カ月以上かかるもの)	統 柄	療養期間 平成 年 月 から 現在 ※ 入院中・自宅療養中	療養費年額(補填額は除く) 千円	
		病名等 () (注) 診断書を添付してください。		
⑦ 家計支持者別居	別居開始 平成 年 月 から 別居先 ()	理 由 ()		所要経費年額 千円
⑧ 災 害 関 係	被災年月日 平成 年 月 日 被災種別 ※ 火災・風水害・その他 ()	被 害 額 千円 保険・損害賠償等による補填額 千円		差引金額 千円
⑨ 家族数(本人を含む)	7 人	独立生計	※ 〇:無 1:該当	生活保護世帯 ※ 〇:無 1:該当

- (注) 1. 記入にあたっては、記入上の注意をよく読んでから行ってください。 ※印 のところは、該当する項目及び数字を○で囲んでください。
 2. ⑤から⑧欄の事項は、「B. 特別な事情に関する証明書」(13ページ)の該当事項等も参照してください。
 3. 私費外国人留学生は、「私費外国人留学生調書」の注意事項に基づき記入してください。

⑩ 収入状況 欄

この欄は、「② 家庭状況等」欄に記入した収入金額についての内訳をあらわすものです。各収入別に記入してください。

「給与所得」

所得の種類ごとに「続柄」、「収入金額」（税込み）を記入してください。（給与の源泉徴収票の場合、支払金額です。）

「商・工・林・水産業所得」

「所得金額」は「収入金額」から「必要経費」を差し引いた金額を記入してください。

（2親等以内の血族とは、祖父母・父母・兄弟姉妹・本人を意味します。）

役員報酬のある場合は「給与所得」欄に、その他配当がある場合は「その他の職業・雑所得」欄に記入してください。

「農業所得」

作付け面積を必ず記入し、農作物の種類・牧畜・酪農等の区分についても○で囲み、「所得金額」は「収入金額計」から「必要経費」を差し引いた金額を記入してください。

ア。「収入金額計」は、農作物・牧畜・酪農・養豚・養鶏・養蚕等の収入、その他副業による収入等をすべて合算した金額を記入してください。

イ。「必要経費」は、肥料・種苗・蚕種・家畜の飼料・動力機の燃料等（平成16年1年間の収入を得るために実際に消費した分）の購入費を記入してください。

ウ、農業以外の所得（給与所得、農業以外の事業収入、農閑期の出稼ぎ等による収入）については、それぞれ該当の欄に記入してください。

「その他の職業所得」

その他の職業所得とは、給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業による所得のことです。不動産業、運輸通信業、医療保険業、著述業、サービス業等（例えば開業医、弁護士、外交員、税理士、大工、左官等）の所得がこれに該当しますので、該当する収入がある場合は、（ ）内に職業の種類と収入金額を記入してください。

ア、商業と同じように営業を行っている浴場業、理容業、美容業、旅館業、クリーニング業等は「商・工・林・水産業所得」の欄に記入してください。

イ、建設会社等に勤務し、一定の給与を受けている大工・左官等の方は「給与所得」欄に記入してください。

「雑所得」

利子・配当、家賃・間代、内職収入、親戚知人等からの援助、出願者本人のアルバイトによる所得のうち「源泉徴収票」や「給与明細」等が提出されないものです。「必要経費」を要した場合は、「必要経費」を差し引いた金額を記入してください。

なお、親戚知人からの援助、預金の取り崩し等によって現在の生活費を賄っている場合は、その出所、今後の状況について⑬・⑭欄にて明らかにしてください。

預金取り崩し、金融機関等からの借入金（教育ローン等）は、②家庭状況等欄には記入の必要はありません。

⑪ 本人現住所、⑫ 家庭住所 欄

〇〇方及び〇〇アパート〇〇号室等詳しく記入し、該当の項目を○で囲んでください。両欄とも省略しないでください。（独立生計者の家庭住所は父母等の住所を記入してください。）

⑬ 1カ月当たりの平均家計費 欄

この欄は、「② 家庭状況等、⑩ 収入状況」欄と関連するものであるため矛盾のないように留意して記入してください。

ア、過去1年間の平均家計費を基に、必ず家族に確認してから記入してください。

なお、家計に変動のあった場合は変動後の平均家計費を、また、4月に新入学する就学者がいる場合は入学後の平均家計費（予定）。

イ、主たる家計支持者が無職・失職・退職の場合は、現在の生活費の出所及び金額。

ウ、家計支持者が別居している場合には、その家計費を含める金額。

エ、「支出」欄には、各支出区分別に記入し、療養費等による支出額についても空いているところに記入してください。

⑭ 家庭事情 欄

免除を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要する事情について、出願者自身が詳しく記入してください。

例えば

ア、祖父母や兄弟姉妹等が証明書では同一世帯内に属しているが現在では生計的にも完全に独立しているとか、あるいは、前年若しくは今年に火災、風水害等の災害を受けたために支出が増大した等、特に一般の家庭と異なった事情。

イ、家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経常的な収入が皆無若しくは僅少な場合は、特にその生活の方法。

ウ、家計支持者が近年職業をかえたときは、その事情。

⑮ 前回の授業料免除出願状況 欄

前回の授業料免除に出願した方は、「出願した」を○で囲み、結果についても該当の項目を○で囲んでください。

⑯ 申請署名 欄

出願者（学生）自身が署名してください。

(記入例)

収入状況	給与所得		※商工・林・水産業所得		農業所得		その他の職業・雑所得						
	所得の種類	続柄 収入金額(税込み)	(同族会社の場合) 資本金 役員 (内2親等以内の血族)	千円	名	従事者 (家族1名) 使用人名	千円	その他の職業収入 (家庭教師)	千円				
⑩	給与・賃金 (賞与含む)	父	1001	千円		米・麦	a	千円	利子・配当	千円			
		兄	950	千円		雑穀・野菜類	10	a	451	千円	家賃・間代	千円	
	役員報酬 (賞与含む)			千円	営業科目 (酒屋)		果実・園芸等	a	千円	地代	千円		
				千円	※卸売業・小売業		その他	a	千円	内職収入	361	千円	
	専従者給与			千円	従事者 (家族1名)		※ 牧畜・酪農・養豚 養鶏・養蚕・その他	a	千円	親戚・知人等からの援助	千円		
	年金・恩給	父 祖母	441 981	千円	(A) 売上高	3401	千円	(A) 小計	451	千円	(A) 小計	1213	千円
	その他 ()			千円	(B) 必要経費	2400	千円	(B) 必要経費	250	千円	(B) 必要経費		千円
合計		3373	千円	(A)-(B) 所得金額	1001	千円	(A)-(B) 所得金額	201	千円	(A)-(B) 所得金額	1213	千円	

⑪ 本人現住所 ※ 自宅・自宅外
京都市左京区吉田本町1 吉田アパート 101号室
方 TEL 075 (753) 2536

⑫ 家庭住所 ※ 持家・借家・間借・社宅・その他 ()
姫路市百合ヶ丘1番地の1
TEL 0792 (12) 3456

⑬ 1カ月当たりの平均家計費	収入		支出			
	給与(賞与を含む)所得	160	千円	食糧費	200	千円
	商・工業所得	83	千円	住居費	50	千円
	農・林・水産業所得	16	千円	光熱費	30	千円
	その他 (内職年金)	30 118	千円	雑費 (うち本人への仕送り額)	127 80	千円
計	407	千円	計	407	千円	

主たる家計支持者が ※ 無職・失職・退職 の場合 その年月 (年 月) 理由
生活費の出所 金額 (千円)

(免除を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要する事情を具体的に詳しく記入してください。)

⑭ 家庭事情
父は、勤めていた会社の人員整理により平成17年3月に解雇され嘱託職員となり、祖母がやっていた酒屋及び農業の手伝いをやっております。しかし、兄が大学院生で妹も大学に通っている関係で出費はかさむ一方であり、祖母は交通事故により障害があり、身体障害者手帳の交付を受けており商売はできない状態です。
一家の生計は、父の嘱託職員の給与及び小規模な商売と農業による収入と年金、勤め始めたばかりの兄の給与、母が平成17年4月に勤め先の人員整理に伴う会社退職後始めた内職により賄っております。本年から私が大学院に入学し、また、下宿を始めることとなり、ますます出費がかさむこととなり、授業料の免除を受けたくお願いいたします。

⑮ 前回の授業料免除は ※ 出願していない ・ 出願した (全額免除 ・ 半額免除 ・ 不許可)

⑯ 以上のとおり記載事項に相違ありません。

京都大学授業料、入学料免除等規程によって、平成17年度後期分授業料の免除をうけたくお願いいたします。
なお、願書及び証明書等の記載事項に事実と相違があった場合、授業料の免除を取り消されても異議はありません。

平成17年7月28日

京都大学総長殿

氏名(本人署名) 京 大 一 郎

電算処理原票の書き方（記入例）

記入にあたっては、HBの鉛筆を用いて、授業料免除願書の①欄から⑨欄及び独立生計、生活保護世帯欄に記載の数字等を該当欄に、右詰めですべて丁寧に濃く記入してください。太枠外、大学記入欄には記入しないでください。

① 学生番号 欄

学生番号10桁を記入してください。（ハイフンは記入せず、続けて記入してください。）
入学（進学・転学等含む）後の学生番号がわからない場合は、空白のままにしておいてください。大学で記入します。

② 家庭状況等 欄

収入のある方全員について、給与収入、給与以外の所得を続柄ごとに記入してください。
平成17年4月～平成17年9月の間に臨時所得のある場合は、給与以外の所得に合算してください。

③ 就学者 欄

○本人

「通学区分」

自宅通学の場合は「1」を自宅外通学の場合は「2」を記入してください。
なお、「私費外国人留学生」「独立生計者」の場合は「1」を記入してください。

「奨学金種別」

本人（独立生計者として認められた方は配偶者を含む。）が前年度奨学金を受給している場合は、該当のコード（「1」－第1種奨学生、「2」－第2種奨学生、きぼう21奨学生、「3」－併用貸与）を記入してください。その他の奨学金のみの場合は、「4」を記入してください。例えば、第1種奨学金と民間の奨学金を受給している場合は、「1」を記入してください。

「前年度受給額」 前年度に交付された奨学金の合計金額を記入してください。

※ 日本学術振興会特別研究員研究奨励金を受給している方（配偶者等）は、前年度「独立行政法人日本学生支援機構」（旧日本育英会）奨学金を受給していた場合でも、研究員採用に際しその受給資格がなくなり辞退した奨学金は記入しないでください。

○本人以外

続柄を記入の上、該当する項目のコード、金額を記入してください。
右の「授業料免除状況」欄で、前年度（前期・後期）に免除を受けていない場合は、授業料年額の記入は不要です。

④ 母子父子世帯 欄

母子父子世帯に該当しない場合は「0」を、該当する場合は「1」を必ず記入してください。

⑤ 障害 欄

障害に該当する方の人数を記入してください。

⑥ 長期療養者 欄

補填額を除いた療養費の年額を記入してください。

⑦ 家計支持者別居 欄

所要経費の年額を記入してください。

⑧ 災害控除 欄

確定申告による雑損控除を受けた場合はその雑損控除額を記入してください。

⑨ 家族数 欄

本人を含んだ同一生計の世帯人員を記入してください。
「私費外国人留学生」については、本国にいる両親等は家族数に含めないでください。

独立生計 欄

該当しない場合は「0」を、該当する場合は「1」を記入してください。

生活保護世帯 欄

該当しない場合は「0」を、該当する場合は「1」を記入してください。

①（学生番号）・③（本人の通学区分）・④（母子父子世帯）・⑨（家族数）欄は必ず記入が必要な項目ですので、記入漏れがないか再度、確認してください。

(記入例)

電算処理原票

--	--	--	--

◎太枠内の各記入欄にHBの鉛筆で記入してください。

① 学生番号 ⁵

1	0	3	0	1	7	2	5	3	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 (ハイフオンは記入せず続けて記入してください。)

② 家庭状況等 (就学者を除く) (本人の配偶者に収入がある場合は、本人の欄に(合算して)記入してください。)

	給与収入		給与以外の所得									
(続柄) 本人 (配偶者) ¹⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
父 ²⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr></table> 千円	1	4	4	2		<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr></table> 千円	1	2	0	2	
1	4	4	2									
1	2	0	2									
母 ³⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table> 千円		9	6	1	
	9	6	1									
(兄) ⁴⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table> 千円		9	5	0		<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
	9	5	0									
(祖母) ⁵⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td><td style="width: 20px; height: 20px;">8</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table> 千円		9	8	1		<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
	9	8	1									
() ⁶⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
() ⁷⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
() ⁸⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
() ⁹⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					
() ¹⁰⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円						<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円					

③ 就学者

○ 本人 通学区分 ¹¹⁵

2

 奨学金種別 ¹¹⁶

1

 前年度受給額 ¹¹⁷

8	0	4
---	---	---

 千円

○ 本人以外

続柄	設置区分	学校区分	通学区分		前期	後期	授業料年額									
(兄) ¹²¹	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table>	1	¹²² <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td></tr></table>	4	¹²³ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr></table>	2		¹²⁴ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table>	1	¹²⁵ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table>	0	¹²⁶ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table> 千円	5	2	0	
1																
4																
2																
1																
0																
5	2	0														
(妹) ¹²⁹	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr></table>	1	¹³⁰ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td></tr></table>	4	¹³¹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr></table>	2		¹³² <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table>	0	¹³³ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr></table>	0	¹³⁴ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
1																
4																
2																
0																
0																
() ¹³⁷	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹³⁸ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹³⁹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁴⁰ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁴¹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁴² <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁴⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁴⁶ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁴⁷ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁴⁸ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁴⁹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁵⁰ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁵³	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁵⁴ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁵⁵ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁵⁶ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁵⁷ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁵⁸ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁶¹	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁶² <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁶³ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁶⁴ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁶⁵ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁶⁶ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁶⁹	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁷⁰ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁷¹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁷² <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁷³ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁷⁴ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁷⁷	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁷⁸ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁷⁹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁸⁰ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁸¹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁸² <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁸⁵	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁸⁶ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁸⁷ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁸⁸ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁸⁹ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁹⁰ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				
() ¹⁹³	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁹⁴ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁹⁵ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>			¹⁹⁶ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁹⁷ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table>		¹⁹⁸ <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr></table> 千円				

④～⑧ 特別控除等

母子父子世帯 ²⁰¹

0

 障害 ²⁰²

1

 人 長期療養費 ²⁰³

--	--	--

 千円

家計支持者別居 ²⁰⁶

--	--	--

 千円 災害控除 ²¹³

--	--	--

 千円

⑨ 家族数 ²¹⁶

7

 人 ²²⁰

A

 独立生計 ²²¹

0

 生活保護世帯 ²²²

0

◎ 大学記入欄 (記入不要)

学力 ²²³

--

 0: 不可 1: 可

申請区分 (資格・特例) ²²⁴

0	0
---	---

 1: 一般(経済的理由) 5: 事情(家計支持者死亡) 6: 事情(災害)

厚生課記入欄 ²²⁷

--

授業料免除に必要な証明書等一覧

授業料免除の出願に際し、以下の証明書が必要となりますので出願期間に間に合うように準備してください。不明な点については、出願先の学部等の事務室へ照会してください。

1. 家族関係（住民票記載事項証明書）及び所得関係（市町村県民税課税証明書）に関する証明書
（所定用紙）
申請者全員が必ず同一生計者全員分（家庭状況欄に記載の方全員分）について提出してください。

本学の所定用紙に証明が受けられない場合（電算処理等による発行の場合を含む。）は、当該市区町村の様式による証明書でも可。ただし、この場合は本学の掲げる要件（給与・給与所得別の収入金額が明記されているもの及び配偶者控除・扶養者控除数の記載が必要です。なお、所得がない場合は、「非課税証明書」の発行を受けてください。

2. その他の証明書類

該当する事項がある場合には必ず提出してください。

A. 所得（収入）に関する証明書（コピー可）

区 分	該 当 事 項	証 明 書 名 等	発 行 ・ 証 明 先
就職・転職した場合 (専従者・パート・アルバイトを含む)	在職者 (平成15年12月以前から同一会社等に勤務している場合)	・平成16年分給与所得の源泉徴収票	勤務先等
	新規・再就職者 (平成16年1月以降に就職・転職した場合)	・年収(賞与含む)見込証明書 提出できない場合は次のいずれか 給与支払証明書 最近3ヶ月分の給与明細及び賞与の有無	
内職等	在職者	・給料明細、賃金支払明細等	
アルバイト収入 (家庭教師等)	出願者本人及び出願者の配偶者	・アルバイト等収入証明書 (所定用紙) ※源泉徴収票、給与明細等のない場合	
傷病手当金を受給している方		支払決定通知書等の支給額がわかるもの	社会保険事務所等
児童扶養手当を受けている方		児童扶養手当証書等支給額がわかるもの	各都道府県
事業所得者	① 事業・配当・不動産・雑所得のある方	・前年分の確定申告書控(第一表及び第二表とも提出必要。) 《 税務署の受付済印のある控 》 ※ 確定申告をしていない場合は、市区町村が発行する市(町)県民税申告書等で収入金額、必要経費、所得金額等の記載してある書類	
	② ①の所得及び給与所得(年金を含む)のある方		
農業所得のある方			
転作奨励金等を交付された方		・水田営農活性化助成補助金決定通知 ・転作奨励金交付証明書等	市区町村役場
年金・恩給受給者 (平成17年10月からの受給予定を含む)		・前年の源泉徴収票(がわ)、改定を受けた者は最新の年金改定通知書その他年金証書、年金支払い通知書などの年金額がわかるもの	社会保険庁 共済組合等
生活保護世帯		・保護決定(変更)通知書、又は生活保護被保護者証明書 ※ 扶助料額が記載されていること	福祉事務所
無職者・失業者 休職者 (主婦、就学者、身体障害・長期療養等により就労できないと判断できる方は除く)	雇用保険受給者	・雇用保険受給資格証(第1面～第4面まで) 又は、雇用保険給付証明書 ※ いずれの場合も記載されていること	公共職業安定所
	休 職 者	・休職証明書	勤務先等
	無 職 者	・無職・無収入の証明書、又は該当者本人による無職の申立書(A4版様式自由、署名、押印を要する、ビ-不可)	民生委員又は該当者本人
臨時的な所得 (出願前6ヶ月以内)	退職(予定)者等	・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、退職金支給(予定)額証明書、保険金等支払証明書、その他臨時所得の金額及び支払年月日がわかるもの ※ 退職金等がない場合は、その旨の元勤務先等の証明又は申立書(様式自由)	勤務先等 保険会社 該当者本人
	山林・譲渡所得等	・確定申告書控等《臨時所得の金額等の分かる書類》	

B. 特別な事情に関する証明書 (住民票記載事項証明書以外はコピー可)

区 分	該 当 事 項	証 明 書 名 等	発行・証明先
家計支持者の別居	単身赴任等	・別居者の住民票記載事項証明書 ・最近6ヶ月分の住居費・光熱費・水道費の領収書、賃貸契約書、上記費用の証明書等	市区町村役場 電力会社等
障 害 の あ る 人	身体障害のある人 又はこれに準ずる人	・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳交付申請書等	市区町村役場
	公害疾病の認定を 受ける人	・法律による該当者の証明 ・診断書	医療機関等
	精神上の障害により 能力を著しく減ずる 人	・診断書	
	知的障害のある人と 判定される人	・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書	
注 手帳等は、顔写真を 本籍等提出して、 覆せの提出(氏名、 もさ年月日)の写	原爆被爆により身体 機能に障害のある人	・被爆者手帳又は診断書 ※ 障害の程度が記載されていること	医療機関等
	常に就床を要する 複雑な介護を要する 人	・介護保険要介護・要支援認定等決定通知書、 介護保険被保険者証(要介護状態区分が記載 されていること)申請中の場合は診断書 (6カ月以上継続し、複雑な介護を要するこ とが記載されているもの)	
長 期 療 養 者 (6カ月以上の長期療養者)		・診断書(6カ月以上の療養が必要であることが 明記されているもの) ・支払証明書(領収書等) ※ 6カ月以上、経常的に支出していることが 証明できるものであること ・保険金等の支払を受けている場合はその証明 書等	医療機関等 保険会社
学 資 負 担 者 の 死 亡 授業料の納期前6月以内以内(入学し た日の属する期分の場合)は入学前1年以 内の死亡		・住民票記載事項証明書等(死亡年月の分かる もの)又は死亡診断書給付額証明書 ・退職金(一時金)支給証明書 ・保険金等支取証明書 ※ 退職金等がない場合は、その旨の元勤務先 等の証明又は申立書(様式自由)	市区町村役場 勤務先等 勤労者本人 該当者
火災・風水害等	火災・地震・水害・ 台風等による被災 世帯	・被災(り災)証明書、被災額証明書等被害金額 がわかるものにより、控除又は減免措置を受けてい る場合、「確定申告書」・「損失額に関する 明細書等」の写 ・損害保険金の支払証明書	消防署 市区町村役場 保険会社
盗 難	盗難等による被害 世帯	・盗難届出証明書 (被害金額等が記載されていること)	警察署

C. その他の証明書

区 分	該 当 事 項	証 明 書 名 等	発行・証明先
独 立 生 計 者 注 提出困難な証明書等 については出願先の 学部等の事務室に 照会してください	出願者本人	・独立生計申立書 (所定用紙) ・父母及び本人(配偶者があるときは配偶者を含 む)の所得証明書(本学所定の証明書、又は市 区町村発行の課税証明書) ・父母及び本人の所得(収入)に関する証明書 ・父母及び本人等の住民票記載事項証明書 ・本人等の健康保険証の写(診療記録を除く)	該当者本人 市区町村役場 勤務先等
前年度京都大学以 外の学校に在学し ていた方	出願者本人	・奨学金受給状況証明書 (所定用紙) (前年度京都大学に在学し奨学金を受給していた 方は、奨学生証等で支給期間・金額の分かる部分 の写)	当該卒業 (修了) 学校
兄 弟 姉 妹 等 が 高 等 学校以上で国立の 学校に在学してい る方	兄弟姉妹	・授業料免除状況証明書 (所定用紙)	当該在学学校
私 費 外 国 人 留 学 生		・私費外国人留学生調書 (所定用紙) ・在留資格が記載された登録原票記載事項証明書 又は登録証の写	指導教官等 該当者本人

授業料免除の収入限度額等について

授業料免除の出願者の中には、世帯の収入が「収入限度額」を超えているため、「家計基準」の許可該当者に該当せず、免除選考対象外となる方が少なくありません。

免除選考の対象となる「収入限度額」は、所得の種類、世帯の構成及び本人の通学形態等により一概にはいえませんが、世帯の収入が「給与収入の場合」及び「給与以外の所得の場合」の「収入限度額の日安表」を以下に示しますので、参考の上出願してください。

なお、「家計の基準」は該当していても、修得単位（科目）数が各学部で定める標準単位（科目）に満たない場合、学業成績が優秀と認められない場合も免除選考対象外となります。

（選考の対象となった方の中から、予算の範囲内で免除者が選ばれることとなります。近年は予算の削減等によって収入限度額以内の者（従来免除を受けていた方を含む。）でも不許可者となることがありますので、充分留意してください。）（特別な事情がある方等については、出願先の学部等の事務室に問い合わせてください。）

☆ 収入限度額の日安表

【平成13年3月改正】

出願者区分	世帯構成	収入限度額	
		給与収入の場合	給与所得以外の場合
学 部	3人世帯	628万円	378万円
	4人世帯	692万円	434万円
	5人世帯	734万円	476万円
	5人世帯*	820万円	562万円
修 士	1人世帯	388万円	210万円
	2人世帯	542万円	318万円
	3人世帯	664万円	406万円
	4人世帯	722万円	464万円
	5人世帯	767万円	509万円
	5人世帯*	853万円	595万円
博 士	1人世帯	491万円	282万円
	2人世帯	690万円	432万円
	3人世帯	797万円	539万円
	4人世帯	865万円	607万円
	5人世帯	922万円	664万円
	5人世帯*	1,008万円	750万円

- 注1. 給与収入の金額は、源泉徴収票等の支払金額で給与所得控除前の収入金額です。
2. 給与以外の所得の場合の金額は、確定申告書等でいう、売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込営業利益等の金額です。
3. 1人世帯とは、大学院生で独立生計が認められた方で【出願者（自宅通学）】
 2人世帯とは、大学院生で独立生計が認められた夫婦の世帯で【出願者（自宅通学）、配偶者】
 3人世帯とは、世帯構成が【両親、出願者（自宅外通学）】
 4人世帯とは、世帯構成が【両親、出願者（自宅外通学）、公立高校生（自宅通学）】
 5人世帯とは、世帯構成が【両親、出願者（自宅外通学）、公立高校生（自宅通学）、中学生】
 5人世帯*とは、世帯構成は上記の5人世帯と同一で、その中に障害のある人1名を含む場合

の世帯構成になっている場合です。